

おいらせ町公共施設の 使用料および減免基準の 見直しについて

令和5年11月21日
おいらせ町 財政管財課

おもな見直しの内容

1. 施設使用料が変わります

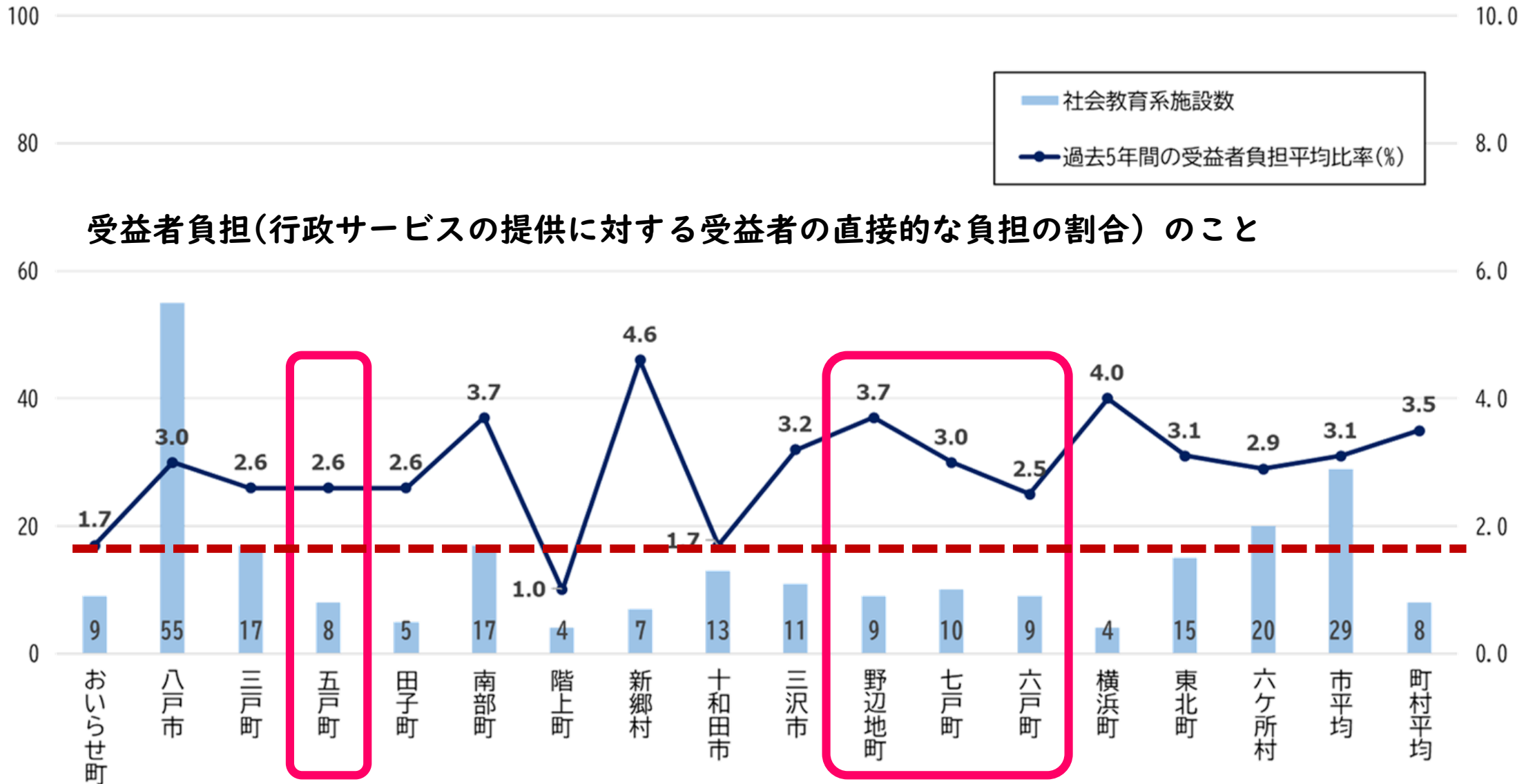
2. 減免の基準が変わります

➡令和6年4月1日から新制度に変わる
予定です。

なぜ見直しが必要なの？

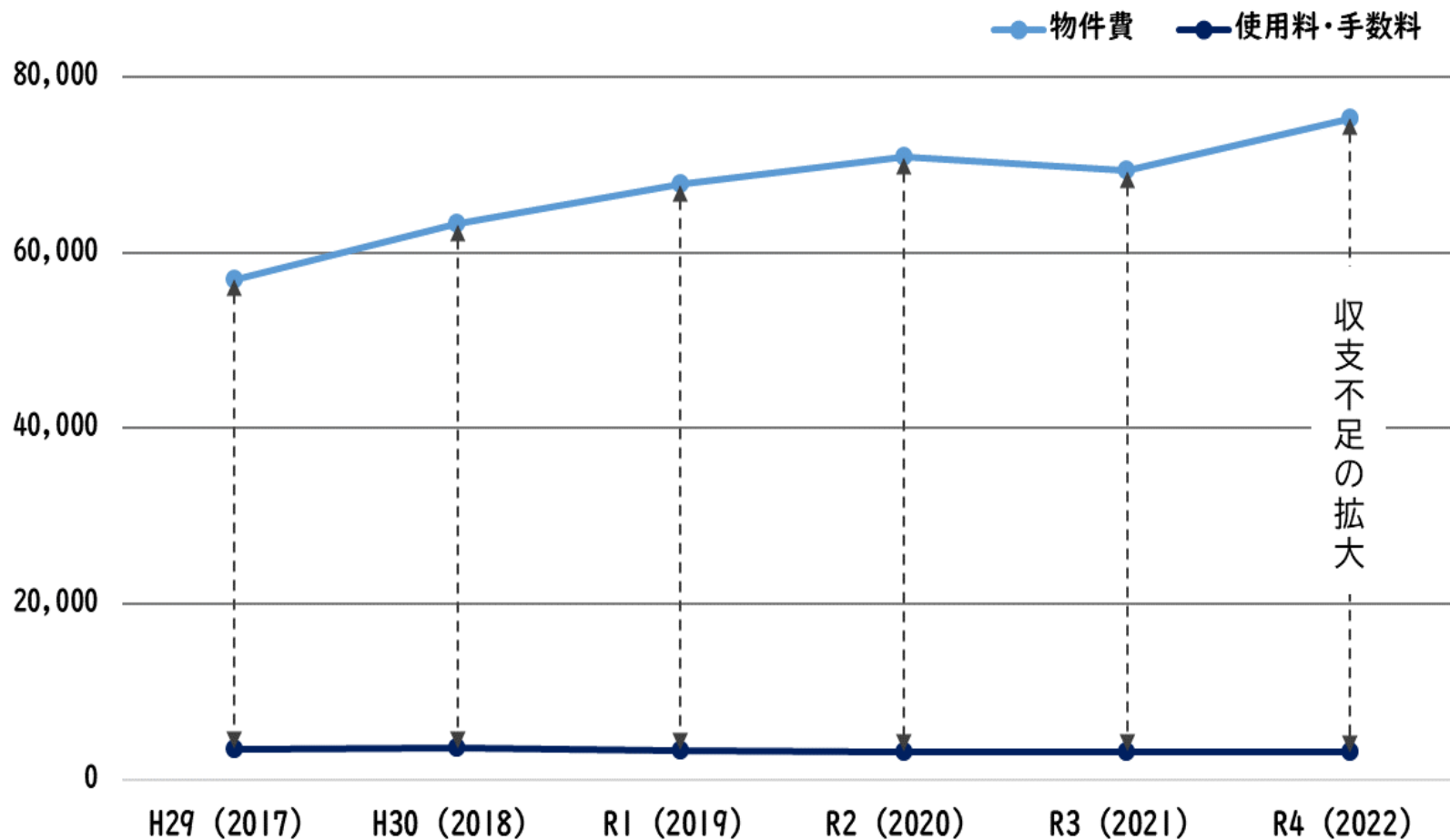
- 使用料は、施設を利用する人からサービス等の対価としていただくお金のことで、施設の維持管理費に充てられます。
- 一般的に、行政サービスの使用料は、実際に必要な経費よりも低く設定されています。使用料でまかえない不足分は、税金で負担します。間接的に施設を利用していない人も費用負担していることとなります。
- おいらせ町の場合、全国・県内の平均より使用料収入の水準は低く、ほかの市町村よりも税金の負担割合が高い状態です。

県内の社会教育系施設数と受益者負担割合の比較



公共施設を取り巻く現状

人口1人あたり決算額の推移



施設の維持にかかる費用（物件費）は、消費税率改正や近年の物価・光熱水費の高騰、民間委託料（賃金上昇）などの影響もあり上昇し続けています。そのため、使用料では賄えない収支不足は拡大しています。

施設利用の基本的な考え方を決めました

<p>利用者負担の 適正化を図ります</p>	<p>施設運営費の大部分は、公費で賄われています。その公費には、町の施設を利用しない人が納付した税金も含まれています。 施設を利用する人と利用しない人との「負担の公平性」を考え、施設の運営管理に必要な費用の一部を施設利用者から負担していただくことにより、施設の利用者と利用者以外の負担の公平性を確保します。</p>
<p>使用料の 算定方法を 明確にします</p>	<p>使用料の設定は、町として一定の基準、算定方法のもとで算出します。 利用者に負担していただく一部の経費は、光熱水費や燃料費など日常の維持管理費用とします。 また、施設の目的や性質によって、利用者負担と公費負担の割合を設定します。</p>
<p>利用者間の 公平性を確保します</p>	<p>使用料の減額及び免除制度は、例外的な措置として設けられています。この制度によって免除された部分（減収分）は、公費で負担することになります。 使用料の見直しとあわせて、本当に必要な場合に減額・免除制度の取り扱いがなされるように、各施設共通の取り扱いとします。</p>

使用料・減免基準見直しの対象施設

使用料や減免基準を見直す施設		見直しの対象外施設	
文化系施設	公民館（中央・東・北） 農村環境改善センター	法令等で使用料を徴収できない施設	道路、公園(占用以外)、義務教育施設、図書館
社会教育系施設	阿光坊古墳館	法令等で算定方法や徴収基準に定めのある施設	病院、町営住宅、児童クラブ
スポーツ施設	町民交流センター いちよう公園体育館	個別検討を要する施設	町民プール
観光レクリエーション施設	縄文の森イベントホール	公営企業法を適用している施設	病院、下水道
都市公園運動施設等	いちよう公園、下田公園内運動施設等	指定管理者制度を導入している施設	みなくる館、大山将棋記念館
保健・福祉施設	地域福祉・保健福祉センター、老人福祉センター	一般貸出が難しい施設	味祭館、白鳥の家、創作の家、勤労者研修センター、集会所・コミュニティセンター

施設使用料が変わります

- ①利用者が負担する費用と町が負担する費用を決め、その負担割合を設定します。
- ②適正な使用料を計算するための算式に基づき使用料を計算します。

使用料設定の考え方

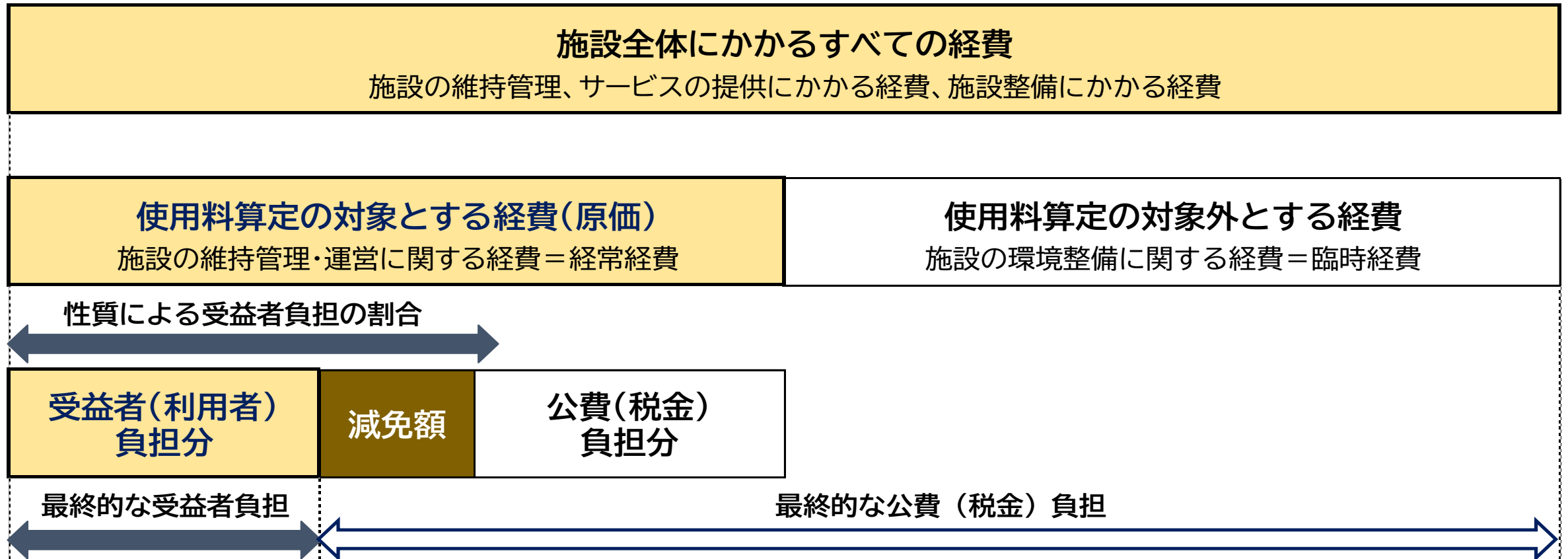
利用者が、施設の費用の一部を負担するもの →使用料に含める

施設の管理運営に従事する職員の人件費、光熱水費、燃料費など、
日常の維持管理・運営に必要な費用

町が、施設の費用の全部を負担もの →使用料に含めない

町民全体の財産整備に要する経費という観点から、工事請負費や
備品購入費など、施設の環境整備に必要な費用

使用料設定の考え方



使用料の算定方法

貸出施設の場合（会議室、アリーナ等）

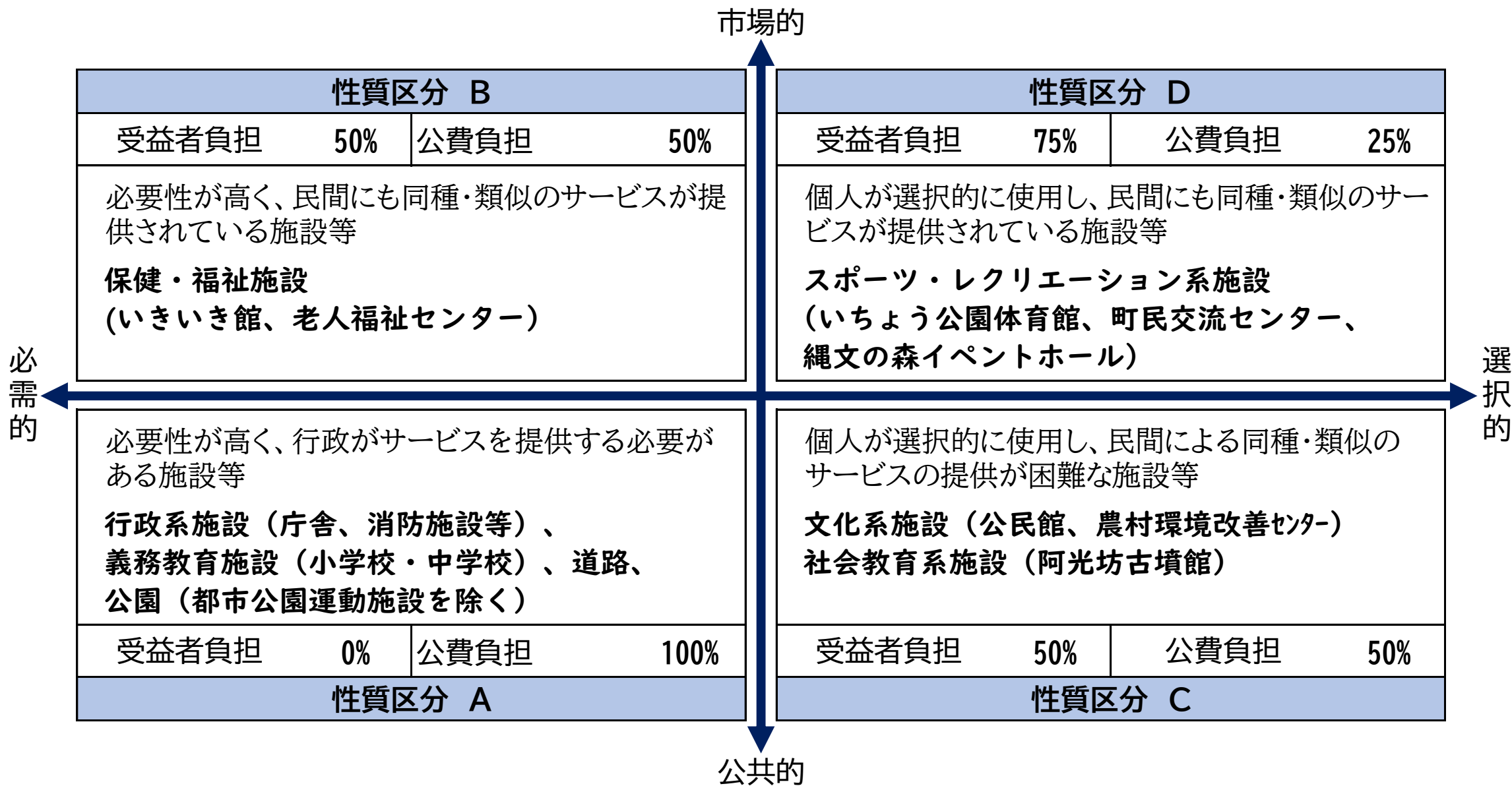
1 室 1 時間あたりの使用料

= 施設 1 m²あたりの経費(円) × 貸部屋面積(m²) × 施設の利用者負担割合(%)

個人利用施設の場合（トレーニング室等）

1 人あたり 1 回の使用料

= 施設全体の経費(円) ÷ 年間利用者(人) × 施設の利用者負担割合(%)



減免の基準が変わります

- ①現在、施設ごとに定められている減免の基準を**全施設に共通する減免基準**にします。
- ②施設の利用方法によって、
使用料の**全額免除または5割減額**にします。

各施設に共通の減免基準

使用料の減額・免除の基準	使用料の減免割合
1 町または町の執行機関が主催または共催して使用する場合	全額免除
2 国、県、地方公共団体及び官公署が、広く町民を対象とした公共的事業に使用する場合	全額免除
3 町内の小学校、中学校が教育活動に使用する場合	全額免除
4 町内の教育・保育施設が教育活動に使用する場合	全額免除
5 町内の社会教育関係団体、文化団体、社会福祉関係団体、商工観光団体、町内会等がその目的達成のための活動に使用する場合	全額免除 または 5割減額
6 町長が特に必要があると認める場合	町長が認める割合

使用料の全額免除または5割減額の考え方

施設の利用区分	料金徴収の有無 (入場料・参加料等)	現行	見直し後
スポーツ施設を 利用する場合	料金徴収なし	全額免除	全額免除 (変更なし)
	料金徴収あり	全額免除	基本使用料の 5割減額
文化施設を 利用する場合	料金徴収なし	使用料 → 全額免除 冷暖房料 → 別途徴収 (減免対象外)	基本使用料の 5割減額 (冷暖房料を統合した 基本使用料)
	料金徴収あり		

附属設備使用料の取り扱い

設備の種類	主な施設	利用者の範囲	見直し後の取り扱い
冷暖房設備	会議室、講堂等	広範的 (一般的に使用)	使用料に含める
照明設備	屋内施設 (競技場、アリーナ、ホール等)	広範的 (一般的に使用)	使用料に含める
	屋外施設 (グラウンド、野球場等)	限定的 (夜間等に使用)	使用料に含めない (個別料金設定)

その他の変更点

- ①町内の類似施設や同規模の施設は、使用料の平均金額を施設の【基本使用料】として設定します。
- ②引き上げ率の上限は、現行使用料の1.5倍を上限とします。

使用料の試算結果(使用料改定予定施設のみ掲載)

●スポーツ系施設 (アリーナ)

施設名	実際にかかる費用	現 使用料	新 使用料	増減
いちよう公園体育館	3,390円	2,100円	2,350円	250円
町民交流センター	2,880円			

使用料の試算結果(使用料改定予定施設のみ掲載)

●文化系施設 (ホール)

施設名	実際にかかる費用	現 使用料	新 使用料	増減
東公民館	1,320円	630円	720円	90円
北公民館	1,150円			
農村環境改善センター	2,600円			

使用料の試算結果(使用料改定予定施設のみ掲載)

●各施設(会議室、調理実習室)

施設名	貸出部屋	実際にかかる費用	現 使用料	新 使用料	増減
中央 公民館	講 堂	760円	630円	210円	▲420円
	大広間	260円			
農村環境 改善センター	研修室(和室)	560円			
いきいき館	集会室	460円	520円	210円	▲310円
	集団指導室	210円			
	栄養指導実習室	250円			
老人福祉 センター	創作活動室	190円	100円	210円	110円
	栄養指導室	260円			
	教養娯楽室	780円	310円		▲100円

スポーツ施設の利用例（その1）

減免団体が、練習のために使用する場合

【料金徴収なし】

➡使用料は全額免除です（変更なし）

スポーツ施設の利用例（その2）

➡減免団体が、大会を開催する場合 **【料金徴収あり】**

利用場所：いちよう公園体育館 競技場（全面）

利用時間：8時間（午前9時00分から午後5時まで）

基本使用料 $2,350円 \times 50\% \text{減額}(10円未満切捨) \times 8時間 = \underline{9,360円}$

文化施設の利用例（その1）

➡減免団体が、会議や通常活動をする場合 **【料金徴収なし】**

利用場所：東公民館 和室

利用時間：3時間（午後1時00分から午後4時まで）

基本使用料 $210\text{円} \times 50\% \text{減額}(10\text{円未満切捨て}) \times 3\text{時間} = \underline{300\text{円}}$

※使用料は、冷暖房費および照明の使用料が含まれた金額です。

文化施設の利用例（その2）

➡減免団体が、イベント等をする場合 **【料金徴収あり】**

利用場所：北公民館 ホール

利用時間：7時間（午前9時00分から午後4時まで）

基本使用料 $720円 \times 50\% \text{減額}(10円未満切捨て) \times 7時間 = \underline{2,520円}$

※使用料は、冷暖房費および照明の使用料が含まれた金額です。

なぜ、見直しをするのですか？

現在、公共施設にかかる費用のほとんどは公費（税金）により賄われています。この税金には施設を使用していない人が納めた税が含まれています。

町民の財産として、今後も多くの人に利用していただけるように、施設を利用者にはサービスに見合った負担をしていただき、施設を利用しない方との税負担を適正にします。

見直しを行わず、税負担分を増額させていくことは、行政サービスの縮小になりかねないためご理解をお願いいたします。

施設で減免の基準が違うのはなぜですか？

今回の見直しにより、現在は減免対象外の冷暖房料を使用料に統合するためです。

スポーツ施設は、全体的に冷暖房設備が整備されていないため、もともと冷暖房料をいただいていません。

一方、文化系施設は空調設備が整備されており、利用にあたって減免対象外の冷暖房料が設定されています。

年間を通じて空調設備を使用できる環境が整ってきたことを踏まえ、施設により減免の基準を分けています。

今後の予定

- 12月 改正条例を議会に提案します
- 1月～3月 新しい使用料・減免基準の周知
- 4月1日 新制度の運用開始

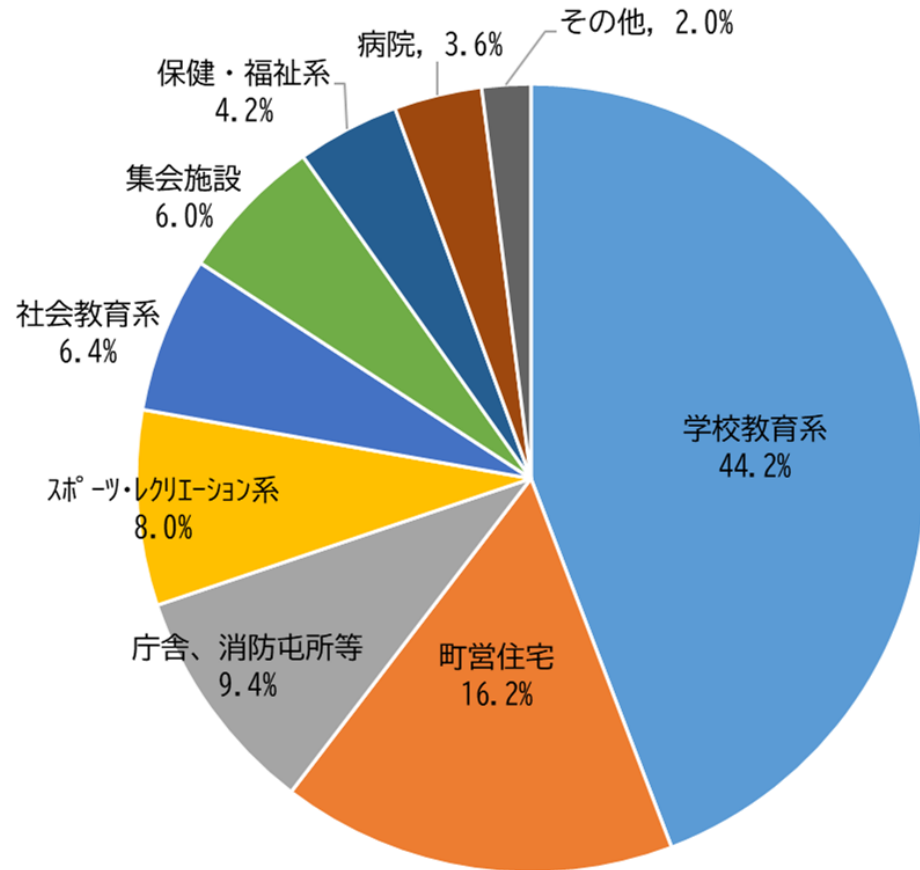
※使用料は、3年毎に見直しを行います。

次回の見直しは、令和8年度の予定です。

參考資料

公共施設を取り巻く現状

公共施設の保有状況

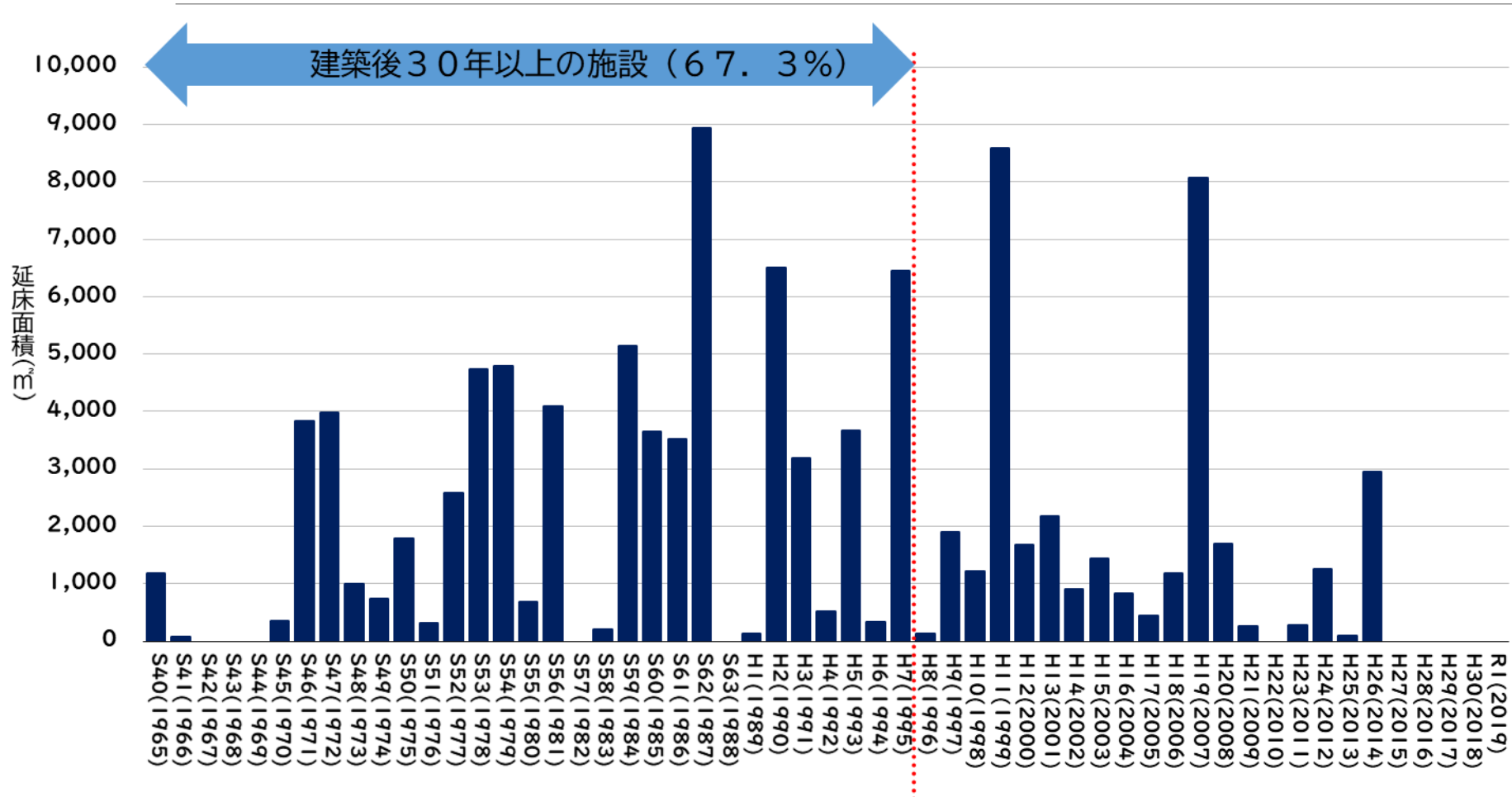


このグラフは、町が所有する公共施設を床面積の割合で表したものです。

現在、町内には100施設あり、種類別では学校教育系施設が多く、次いで町営住宅の占める割合が高くなっています。

公共施設を取り巻く現状

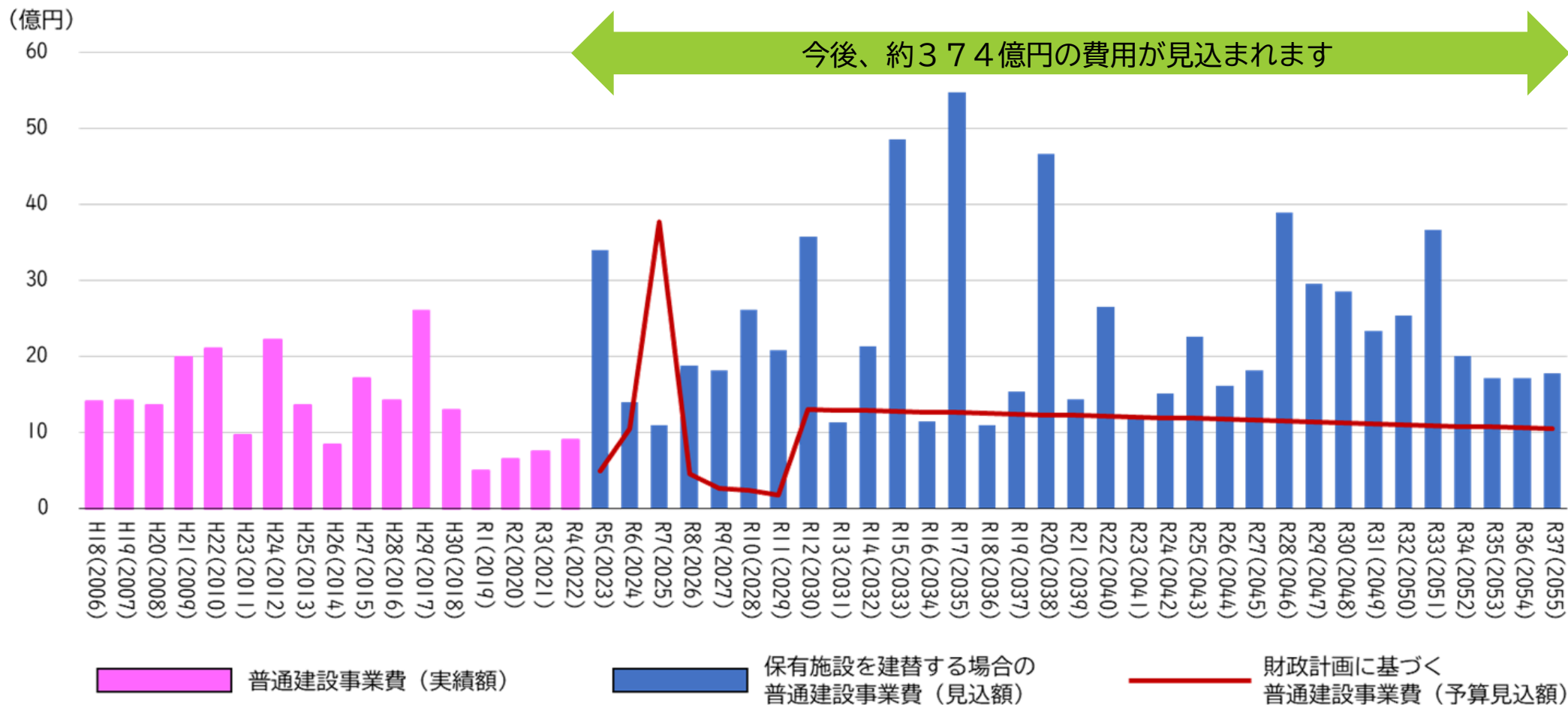
公共施設の建築年別整備状況（老朽化の割合）



建築後30年以上が経過し、今後、大規模な改修工事や全面的な改築等が必要とされる老朽化の施設の割合は、**全体の約7割**になります。

公共施設を取り巻く現状

建築物の更新・改修費用の将来推計



おいらせ町の人口（年齢別人口推移）

